

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年6月27日（平成28年（行情）諮問第443号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第369号）

事件名：テレパシーテクノロジー（システム）等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月13日付け府総第288号により内閣府大臣官房長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

処分を取り消す。との決定を求める。

- (1) 国会議員や大臣の間にも噂となってこの技術のことが広がっており、ぜひ内閣総理大臣に聴取をお願いしたいです。もう既に、そのようなものはこの世に存在しないと言えないほど広がっています。僕はその被害者です。大変精神的苦痛を受け困っています。人生を十数年奪われました。この先将来が不安です。どうか救済をお願いします。
- (2) 平成28年2月25日の新聞やネットで「政官接触，内閣人事局に記録存在。任意の備忘録」といった記事を見ました。これもまた情報公開請求では、「そのようなものはない」と言われたものです。
- (3) つまり、「政官接触記録ではないとして開示しなかった。請求してもだからない、保有していない」といった事でしたが、今回の僕の件もこれと同じで、「記録されていない、だから保有していない」といったことになったのではないのでしょうか。どこかにあると思います。詳しく審議してください。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨及び理由について

(1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、「処分庁を取り消す。との決定を求める」として原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件開示請求のあった技術については、この世に存在しないと言えないほど広がっている。請求人はその被害者である。

イ 記録されていないから保有していないと回答がなされただけで、どこかにあると思う。

2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「思考盗聴」、「テレパシーテクノロジー（システム）」、「心を読む機械」、「生体情報送受信技術」といった感じの名称で、他人の五感や思考を自分の頭の中や体感として受信できる技術」との開示請求に対し、該当する行政文書は、作成、取得しておらず、保有していないため不開示とする原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

処分庁では、「思考盗聴」、「テレパシーテクノロジー（システム）」、「心を読む機械」、「生体情報送受信技術」といった感じの名称で、他人の五感や思考を自分の頭の中や体感として受信できる技術」との本件開示請求の内容に係る施策や会議運営などは実施しておらず、関係する行政文書は確認できなかったために不開示としたものであり、原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年6月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書を保有しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることか

ら、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、処分庁においては本件対象文書の内容に係る施策や会議運営などは実施しておらず、本件対象文書は確認できなかったと説明する。

(2) これに対し、審査請求人は、国会議員や大臣の間にもうわさとなってこの技術のことが広がっているなどと主張するが、それはあくまでうわさに基づくものにすぎず、本件対象文書が存在するという確かな根拠に基づく主張ではない。

(3) また、本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁の共有ドライブ、執務室内及び書庫を探索したが、当該行政文書は存在しなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

(4) したがって、内閣府大臣官房において本件対象文書を保有していないとの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣府大臣官房において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

文書 「「思考盗聴」,「テレパシーテクノロジー（システム）」,「心を読む機械」,「生体情報送受信技術」といった感じの名称で,他人の五感や思考を自分の頭の中や体感として受信できる技術」